

出生前検査とダウン症候群を事由にした養子縁組：
自己責任論と他者養育

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: ja 出版者: 静岡大学人文社会科学部 公開日: 2022-03-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 白井, 千晶 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.14945/00028654 |

出生前検査とダウン症候群を事由にした養子縁組 —自己責任論と他者養育—

白井千晶

はじめに：本稿の位置づけと目的

日本社会は、優生保護法によって「産んではならないとする集団」を規定していた時代から、出生前検査によって「生まない受精卵・胎児」を選別できる時代になった。

それに伴い、子どもが生まれる前に私たちは多くの「意思決定」を迫られるようになった。受精卵や胎児を調べるかどうか、結果を受けて生まない選択をするかどうか、妊娠、あるいは染色体異常がわかったのが人工妊娠中絶（以下中絶）できない妊娠週数の場合、あるいは生む選択をした場合に、誰がどのように育てるか、などである。

出生前検査に関する報道では、染色体異常などの胎児の異常がわかったときに9割以上が中絶を選んでいることや、染色体異常がわかって産んだケースが報道されている。しかし現実には、産んで育てずに社会的養護¹（乳児院や里親）に養育を委託したり、養子として他者に託すこともある。

本稿では、子どもの障がいや事由にした養子縁組、とりわけ子どもにダウン症候群（以下ダウン症）があることを事由とした養子縁組の現状と当事者経験を明らかにすることによって、妊娠・出産・子育てをめぐる「親の責任（とりわけ母親の責任）」の社会的位置づけや親子観がどのように位置づけられているか、その一端を明らかにする。なお、子どもの障がいはダウン症に限られないのだが、とりわけ出生前遺伝学的検査においては、ダウン症が焦点になっており²、本稿で取り上げるアンケート調査やインタビュー調査においてもダウン症

¹ 社会的養護は、所管の厚生労働省の定義によれば、「保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと」である。

² 現在日本でしばしば使用される出生前遺伝学的検査は、母体血を用いた母体血清マーカー、NIPTなどの無侵襲的出生前遺伝学的検査（noninvasive prenatal genetic testing:）、羊水検査、絨毛検

が焦点化されていたことが、子どもの障がい事由にした養子縁組を主題とするときにダウン症を中心に論じる理由である。

本稿は、具体的には、はじめに、国内外における胎児・子どもの染色体異常(先述のようにとくにダウン症)を事由にした養子縁組相談および養子縁組の現状を簡潔に概観する。次に、ダウン症がある子を養子に託したある女性の経験から、女性自身が養子に託すことを「倫理的問題」として捉えていることを明らかにする。それから、ダウン症がある子を養子に迎えた女性の語りを通して、日本社会が「倫理的問題」と捉える背景には、妊娠・出産は自己責任で、子どもを生んだら養育する責任から降りることが許されず、養子に託したら「罪と罰」を引き受けるべきだという懲罰論理があることを示す。

最後に、そうした養育観の背景には、日本では子どもが親の私的所有物とみなされていることがあることを論じる。そのため、子の養育を他者に委託することは養育放棄として責めを負うべき逸脱として認識され、それを内面化していると自己責任を問うことになる。社会に養育を他者に委託する(あるいは共同で養育する)選択肢がないと、子を産んだのに養育を引き受けないことにはサンクション(この場合は心理的な制裁・処罰)が生じる³。その基底には、生んだ子は無条件に愛するものだという規範、子どもは愛されるべきであるという子ども中心主義があろう。したがって、子の障がいを事由にした養育困難は、さらに強いサンクションが生じる。サンクションを逃れるのは、生みの親が子どもの利益(幸せ)を第一に考えていると表現し、第三者から見ても他者養育が子どもの利益になると判断される場合だろう。時には、子どものためには生まないほうがよい、人工妊娠中絶することが親の責任であると述べられることもある(Hertog and Iwasawa2011)。

この結果、現代日本社会では、産むなら育てる、育てないなら産まないという結論になり、産んで育てないことにサンクションが生じる社会になっているのではないだろうか。

査など侵襲的だが確定診断できる出生前遺伝学的検査があり、検査できる妊娠週数、陽性的中率や陰性的中率、費用、検査体制が異なるが、ここでは詳細を控える。また、NT (nuchal translucency: 胎児項部透過像) がコンバインド検査で使用されたり(母体血のホルモン値やその他の指標(マーカー)と組み合わせて確率を算出する検査)、何らかの染色体異常等の参考にされたりしている。

³ サンクションの具体的なありようについては別稿で論じる。

1. ダウン症を事由にした養子縁組をめぐる国内外の現状

はじめに、ダウン症を事由にした養子縁組に関する現代日本の現状を述べ、次に養子縁組という形式で他者養育が制度化している事例の一つとしてアメリカ合衆国（以下アメリカ）の現状を述べる。

1.（1）日本におけるダウン症を事由にした養子縁組の現状

日本でどのくらいダウン症の子どもが他者養育されているか、それがダウン症を事由にしているか、正確な実態はわからない。厚生労働省による「児童養護施設入所児童等調査」によれば、社会的養護下の子どものうち障がい等のある子どもの割合は2013年に28.5%で、5年ごとの調査のたびに割合が高くなっている（1998年11.7%、2003年20.2%、2008年24.2%、2013年28.4%、2018年39.4%）。調査で尋ねられる障がいの定義は拡大していないから、割合が高くなっている理由は調査の仕方によるものではないが、障がい診断されやすくなったのか、障がいのある子の保護が増えたのか、虐待等の結果として障がいがあるのかはわからない。障がいの内訳を見ると、2018年調査では知的障害は5,144人で、ダウン症の子はこのカテゴリに含まれると推測される。本来社会的養護の施設ではない入所型の療育施設でも、社会的養護の要素があると指摘されている（日本グループホーム学会2010; 厚生労働省2014）。また、置き去り・遺棄された子どもについてみると、熊本県・慈恵病院の「こうのとりのゆりかご」に預け入れられた子どもの10.8%に障がいがあったという（2007年5月開設から2017年3月まで; 熊本市要保護児童対策地域協議会2017）。

以上から、生んだ親が（子どもの医療上の理由以外で）育てていないダウン症児がある程度存在することが推測できる。

養子縁組をして親族関係を終了する他者養育については、子どもの属性や縁組事由が司法統計にないのでわからない。そのため筆者は調査を始めたのだが、ダウン症の子の養子縁組支援をおこなっている民間養子縁組機関のうち、調査に協力してくれた2機関では、2016年1～12月の1年間に、子どもの疾病・障がいを事由とする養子縁組相談は55ケースあり、そのうちダウン症の子の相談は47ケースだった（白井2017b）。そのほかは、調査期間内では、13トリソミー、18トリソミーなどダウン症以外の染色体異常、超低体重、発達障害などだった⁴。

⁴ 調査に協力してくれた民間機関によれば、「子どもの疾病・障がいを事由とする」かどうか判断するのが困難なケースがあるという。例えば妊娠中に母親が薬物中毒だったケースでは、子ども

55ケース全体の53.2%は相談のみで帰結していて、調査時点で養子縁組委託は23.4%である（11ケース、全員ダウン症）。妊娠中から相談があったのは10.6%だった。

回答した民間養子縁組機関に話を伺ったところ、相談者の背景や養子に託したいと考える事由は多種多様でだが、主な事由としては、（1）強い鬱状態、（2）収入の低下や長期的な扶養を予測した経済的問題や経済的不安、（3）親や上の子に障がいや疾病がある、（4）障がいを受容できない、（5）将来の不安、があげられる（白井2018a）。実際には複合的であり、また、本調査の対象機関や調査期間が限られているために、すべての事由は把握できていないだろう。

説明があとになったが、子どもが実方との親族関係を終了する特別養子縁組は、1988年から始まった、乳幼児を対象とした子どもの福祉のための新しい制度である。民法817条の7に「父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させる」とあるように、養子縁組の成立は「要保護要件」と「子の利益」が条件になっている。一方で、ダウン症の子の養子縁組は、共同養育者がいたり（例えば配偶者）、親に経済的困難がなかったり、健常児であるきょうだいは育てていたりするケースもあり、司法（特別養子縁組の審判）において、判断が困難であることが予想できよう。司法判断と縁組支援の困難については、白井（2018b）ですでに、法学的研究のレビューと民間機関へのインタビュー調査に基づいて述べた。そのため本稿で繰り返すことは避けるが、養子縁組機関が養親希望者に子どもを委託して、半年育ててから（試験養育は最低6ヶ月）養親希望者が特別養子縁組を認める審判を申し立てても、申し立てが却下されたり取り下げることになったら、子ども、養親希望者、生みの親の三者とも傷つくことになろう。そのため、民間機関も養子縁組を進めてよいか慎重になるだろう。

1.（2）アメリカにおけるダウン症を事由にした養子縁組の現状

国外の状況はどうだろうか。本稿ではアメリカを事例に検討する。

アメリカにおいて、ダウン症の子の養子縁組は、スペシャル・ニーズ・アド

に疾病・障がいが見られる可能性が他の子どもより高いだろうが、そうでなくても養育困難であろう。もともと養子縁組を相談していたケースに胎児の異常が発見されるケースもあるという。妊婦の過酷な生活環境（低栄養、高ストレス）や性感染症など妊婦の疾病による胎児の疾病の可能性もある。

プシオン (special needs adoption, 特別なニーズをもつ子どもの養子縁組) の一つとされる。スペシャル・ニーズは他に、障害 (精神、身体、情緒)、年齢が高い、他に養子縁組を必要とするきょうだいがいる、胎児期に薬物に暴露されたり被虐待などの「リスク」がある子、人種や性別 (男児の方が縁組されにくい)、などである (Babb and Laws1997)。同書によれば、特別なニーズをもつ子どもの養子縁組はアメリカでは1950年代に始まり、1960年代にパーマネンシー (永続性) が重視されてさらに養子縁組が促進された。1980年の the Adoption Assistance and Child Welfare Actでは、養子を迎えたいと考えている人の経済的状况で受け皿が狭められることがないように、特別なニーズをもつ養子には成人するまで財政的な支援をすることが定められた。Averyらがニューヨーク州で1989-1990年に実施した調査では、特別なニーズをもつ養子の毎月の補助金の平均は515.48ドルで、子どもの41%はひとり親に委託されていた (Avery and Mont 1992)。重度障害児の補助金は月に724ドルで、これらは21歳か自立するまで受け取ることができる。米国保健社会福祉省児童家庭局の統計によれば、2016年度の養子縁組補助金を受給した縁組は全体の7.6%である (U.S. Department of Health & Human Services2018)⁵。日本では里親は子どもの生活費や里親手当を受け取るが、養子縁組が成立すると公的福祉の枠組から除かれるため、特に財政的支援はない。日本で養子縁組が私的な民事 (司法上、家事事件) とされていることとアメリカの法制度は対照的である。

アメリカでは、特別なニーズがある子の養子縁組は、民間機関による養子縁組や国際養子縁組よりも、公的機関 (行政) による養子縁組が担っている。縁組の費用は、養親希望者の健康診査程度で2000ドルほど (民間機関や国際養子縁組は0ドル~2万5千ドル)、公的機関 (行政) による養子縁組の方が、上記法律による補助金と健康保険が得やすい (Babb and Laws1997)。2005年に行政が仲介した養子縁組の89%が特別なニーズをもつ子の養子縁組の補助金を受け取っていたという (Wind et al. 2007)。

さらに、行政が特別なニーズをもつ子の養子縁組を担っているとはいえ、スペシャル・ニーズ・アドプションの部門をもっている民間機関も多く、Down Syndrome Adoption Networkのようなダウン症専門の民間養子縁組機関もある。ダウン症の養子縁組に焦点を当てた研究論文は社会福祉や児童福祉を中心に枚挙にいとまがないが、専門書や研究書が単行本として刊行されてもいる (例え

⁵ https://www.acf.hhs.gov/sites/default/files/documents/cb/adoption_subsidy2012_2016.pdf (2021年12月1日取得)

ばGroze 1996; Avery 1997)。

このように、ダウン症の子の養子縁組は可視化されて、社会に公的に位置づけられている。ダウン症協会のサイト (National Down Syndrome Society) にも、当然のように、養子縁組という選択肢や養子縁組機関が説明されている⁶。

2. 「倫理的問題」をめぐる問題

一方、日本においては、ダウン症の子の養子縁組は可視化されてこなかった。近年ようやく、厚生労働省が養子縁組民間あっせん機関助成事業として「障害児等支援モデル事業」を開始した (障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どもを対象にしたあっせん及び養子縁組成立前後の支援体制を構築)。2020年2月10日「障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書」では、「障害児においてもできる限り良好な家庭的環境の中で特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係の下で育ちを保障することでウェルビーイングの向上を目指す必要がある、より家庭的な環境として里親やファミリーホームの活用を一層推進するための検討をすべき」と述べられ、「障害児里親等委託推進モデル事業」として「障害児養育に係る里親等の負担軽減に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業」が実施されるようになった。メディアにおいては、ダウン症がある子を養子に迎えた養親が取り上げ始めたが⁷、養子に託す生みの親の心情や経験が取り上げられることは管見ではほとんどないだろう。

そのような環境で、ダウン症の子を妊娠・出産して、育てられないと悩む女性性は、どのような経験をしているのだろうか。悩んだ経験がある親が何に悩んだか、どんな毎日だったか、何に助けられたか、養子として委託した人、しなかった人が語ったことは、白井 (2018a) にまとめた。養子に託す理由や意思決定の分岐点に関する考察はそちらを参照していただき⁸、本稿では、養子に託

⁶ <https://www.ndss.org/resources/understanding-a-diagnosis-of-down-syndrome/>

⁷ 朝日新聞2017年9月7日、共同通信2018年7月9日、朝日新聞2019年7月31日、東京新聞2021年8月29日では、海外の事例ではなく日本の事例が報道された。

⁸ 例えば、ある養子に託した親は、家族にすでに疾病・障がいがある人がいて、ダウン症の子を育てようとする、その家族を手放すことになるほど余裕がない、現代日本の障害児者環境は厳しいと語った。養子に託すことを検討したことがあるが今現在は自身で育てている親は、周囲がダウン症の子を受容するようになって、自分が家族を不幸にしたという意識が変わったと語った。他の親は、養子に託す選択肢があったから、受け入れる時間をもつことができ、結果として育てることができたと語った。ダウン症の子を養子として迎えた親は、一時的に預かったが返したくないと依頼したと話した人や、乳児院からうちに連れて帰ってあげたいと思ったと話した人がいた。里親として迎える人もいる (白井2018a)。

すことを、生みの親や養い親がどのように考えているか、紐解いていきたい。

佐藤さん（仮名）⁹は、すでに娘がいて、夫がいて、生活できる収入もある中で妊娠がわかった。妊娠後期にお腹の子がダウン症とわかり、養子縁組で他の人に育ててほしいと考えた。佐藤さんは、養子に託す心境について、妊娠中と養子縁組委託後に、次のように語った¹⁰。

妊娠中：娘に辛い思いをたくさんさせてしまうのではないか。お腹の子を恨むことなく育てる自信がありません。ギブアップしてからでは、生まれた子を苦しめてしまうから、生まれてすぐからこの子を愛してくれる人のもとで生きてほしい。自信がない私のもとにいるより、ダウン症の親になる意思がある人のもとで育った方が、この子は幸せになれると思います。養子縁組審判確定後：中絶する人もいるのにちゃんと産んで、育つ場所も考えてあげて偉いと私に言う人もいるけれど、私は自分がそうではないことがわかっています。私は、子どもが遠くに行ってほしい気持ちがあったと自分でわかっています。養親さんが決まってからは、かわいいと思えるようになりました。

佐藤さんは妊娠中、ダウン症の子を育てる自信がない、自信がない自分のもとで育つより、他の人のもとで育つ方が幸せになれる、と話した。しかし、養子縁組の審判が確定したあと、佐藤さんは振り返って、自分は子どもを遠ざけたかったと語っている。妊娠中は、それを言葉に出すこともできなかったのかもしれない。佐藤さんを最も傷つけるのは、自分自身がお腹の子をかわいいと

⁹ 佐藤さんは個人が特定されないことを希望しているため、事由や経過は本稿の骨子に関連する限りにおいて記す。なお、同じ理由で若干の変更をおこなった箇所がある。

¹⁰ このインタビューは介入的になる可能性をもっている。対象者への侵襲性や負担を考え、当初は支援者になり得る個人として関わり、インタビューは意思決定と委託をしてから半年後に改めて実施した。

個人としての関わりについても、評価したり誘導したりしないようできる限り意識し、対象者のニーズに応じて筆者が持っている情報を伝えた。養子縁組する場合の情報、養子縁組を延期して一時的にでも預ける情報、育てる情報、などである。養子縁組は確定したら覆せないため、支援者としては、幅広く情報提供すべきだろう。

ただし、例え審判が確定したあとに調査をしても、調査によって心理的反応は生じるから、無介入とは言えない。その意味で調査（さらには人との関わり）はすべて介入的だと言える。したがって、負担、侵襲性、介入の可能性についても、対象者に伝えるようにした。

構築主義的質的研究として、こうした相互行為にできる限り自覚的であるべきと考えているが、限界もあると認識している。

思えなかった事実、遠ざけたいと思った事実ではないか。「クリスチャンなら（子どもの障がい）を受け入れるなら、クリスチャンになりたいと思った」とも語っていた。佐藤さんは、障害がある子が家族にいることは容易なことではないという社会の見方を内面化しているが、同時に、障害を受容すべきだ、母はどんな子も受容すべきだ、という社会規範も内面化している。それゆえに、障害がある自身の子を受け入れられない自分自身を責め、自責を感じてもなお受容できない自分に対峙することになる。

そして佐藤さんは次のように筆者に尋ねた。

今後、成長していく娘に対して、どう説明すればいいでしょうか。（養子縁組審判確定後）

自身の子は、母がダウン症のきょうだいを養育しない選択をしたことを理解し、承認するだろうか、と不安・恐怖を感じているのではないか。母として、自身の子に責められること、子が母を許さないことを、何より恐れているのではないだろうか¹¹。

この恐怖は、佐藤さん自身がダウン症の子を養子に託すことを「倫理的問題」（ないし道徳的問題）と捉えていることに起因しているだろうが、それは社会が倫理的問題と捉えていることの内面化によるだろう。

3. 「自己責任」を果たさない「罰」をめぐる問題

しかしその倫理観ないし社会規範は普遍的ではない。ダウン症の子を養子として迎えたある母親は次のように語った。

ダウン症の子に限らず、日本では妊娠・出産した子は自分で育てるべきと考えられている。妊娠・出産は自己責任だと。だから養子に出すことは、罰を与えられるべき罪だと捉えられている。

¹¹ そして娘が娘自身を責めると考えるかもしれない。映画「レインマン」では、サヴァン症候群の兄・レイモンドをもつ弟・チャーリーは、兄を施設に入所させて兄が存在しないかのように過ごしてきた親への落胆や怒りよりも、兄に施設入所をさせたのは功かった自分自身だと考えた。そしてチャーリーの恋人・スザンナは、障害を受容し、兄弟関係の再構築を働きかける人物として描かれた。

この女性は、養子に託すことは罰せられるべきことだと考えていない。そしてこう語った。

誰もが神様の養子でしょう。

この女性は、キリスト教を信仰している。確かに聖書では、人びとは、(性とその結果としての生殖によってではなく)神がイエス・キリストを通して養子として迎え入れたとある¹²。もともと誰もが養子なのだ、と考える彼女にとっては、彼女が養子を迎えても、子どもは彼女の私物ではなく、神のもとでは平等の人間である。養子に託した女性を責めることもない。

実は17世紀のイギリスの哲学者、ジョン・ロックも同様の論理を述べており、社会契約論の世界観を支えている。

アダムとイヴ、それ以降はすべての両親が、自然法によって、自分たちが儲けた子供たちを保全し、養育し、教育する義務を課せられることになった。ただし、その場合にも、子供たちは両親の作品ではなく、両親を創造した全能の神の作品であり、両親は子供たちのことについて、この全能の神に責任を負わねばならないのである。(ジョン・ロック『統治二論』(二) 6、加藤節訳、岩波文庫2010年、p.357、傍点は削除した)

現代日本で、養子に託した女性が感じる自責は、上記の世界観—親も子も神が創造したもので、親は子を養育する義務を神に対して持つ—と照らし合わせると、現代日本社会では子どもは親の私物(私的所有物)であることを浮かび上がらせる。

ただし、本稿でキリスト教的社会観と他者養育に寛容な規範とが、排他的な一対だと論じるつもりはない。現代のキリスト教圏において、ここで述べたキ

¹² この世界観は聖書や説教の至る所で述べられるが、例えば、『新約聖書』中の「エペソ人への手紙1:5」には、こうある。

He destined us for adoption as his children through Jesus Christ, according to the good pleasure of his will (Ephesians 1:5; New Revised Standard Version (NRSV)).

わたしたちに、イエス・キリストによって神の子たる身分を授けるようにと、御旨のよしとするところに従い、愛のうちにあらかじめ定めて下さったのである。(『口語 新約聖書』日本聖書協会、1954年)

ちなみに、この女性は、翻訳当時の日本人は養子に偏見があったから、adoptionを養子と訳さなかったと語ってもいた。

リスト教的社会観がどのように位置づけられているかも未検討である。現代日本において、自己責任で妊娠・出産したのに養育を放棄することに処罰感情があるのと同様に、キリスト教的規範において、性をコントロールしなかったことへの処罰感情が存在することも容易に想像できよう。キリスト教的社会観では子どもは個人が創造した所有物ではなく、神から託された寄託物と考えることで他者養育を許容するのと同様に、かつての日本では、取り上げ親、乳つけ親、名付け親、拾い親、鉄漿親や烏帽子親…などの擬制親子関係や、奉公、丁稚やその他の労働による生活保障など、世帯、家、親族、共同体による養育があったことから、ここで述べたキリスト教的社会観と他者養育に寛容な規範を一對のものとして論じることはできないだろう。

おわりに：産んでいない人が育てる社会

しかし、現代日本社会では、出生のコントロールは、「生む人を制御する」優生保護から、すべての受精卵・胎児を「障がいの蓋然性がある存在」とみなして¹³、テクノロジーを使って「生む人が生まれる存在を制御する」出生前検査へと移行した。妊娠・出産は自己決定が重視されるほど、自己責任と対になり、生んだら育てる責任から逃れることができなくなる。逃れることなど考えるはずがないという母性規範と結合して、子の養育から逃れた人にはサンクションが加えられるのが現状だ。その結果、当事者は、育てられないなら最初から産まないことを選択せざるを得なくなる。養育できない場合には出産しないという選択について、就労、収入、経済、社会保障の見通しが悪く、養育できないことも出産が回避される理由の一つだろう。

本稿で論じているのは現実的な養育不可能性というより、養育しないことへのサンクションである。近代家族規範の観点からいうと、愛による性による生殖が家族形成の原理になると、夫婦の「血のつながり」をもつ子どもは、「愛の結晶」と見なされるから、血のつながりのある子を希求し、血のつながりのない子どもは排除される（あるいは愛着が生じないと見なされる）。血のつながりがあるのに養育しないのは、親に何か問題があると見なされる。法律婚をした夫婦に血がつながった子どもがいるのが家族の理念型になると、「父母が揃っていない」環境は「子どもにとって不幸」であるとされ、日本ではシングルマザー

¹³ さらに配偶子や生物学的親を「障がいの蓋然性がある存在」とみなしておこなう検査もある。

になるより中絶することが選ばれがちだと Hertog and Iwasawa (2011) は論じた。

一方で、「血のつながり」がなくても「愛（情緒的つながり）」があれば親子形成できるという言説もまた、情緒的つながりを家族の要素とする近代家族の論理である。育てる人が産んだ人の代わりに（代替的に）、あるいは産めなかった人が産むはずだった子の代わりに育てることは、近代家族を再生産することでもあることを、私たちは自覚する必要があるだろう。

近代社会の子ども中心主義は、胎児中心主義へとさかのぼり、受精卵や胎児は人格化されて、「命を大切に」することが称揚されてもいる。中絶しないで養子に託すことが、この観点から（時に母性と結びつきながら）、あるいは情緒的つながりの観点から（白井2017a）、評価されがちであることも述べておきたい。性愛で結びつく排他的な一对の夫婦から「血のつながった」子どもが生まれること、子どもの私的所有、養育の責任、子ども中心主義は、本来は個々に独立したものでありうるが、現代日本社会においては、それらが離れがたく結びついているのではないか。

養子に託したある生母は、「子どもの養親が、私のことを家族だと言ってくれて、初めて許された気がした」と語った。養親や子どもに許されないと自罰感情から解放されないほど、養子に託すことは深いスティグマになっている。

しかし、結びにあたって、「産んでいない人が育てる社会」を、共生社会、互助と共助の市民社会と論じることには慎重でなければならない。家族主義的福祉体制から脱却するモデルが描けない政府が、政府の役割軽減のために、共生社会、互助と共助、自立支援を求めている政治的意図に巻き取られかねないからである。私たちは、私たち自身で、障がいや養育をめぐる今後の社会のあり方を議論する必要があるだろう。

参考引用文献

Avery, Rosemary J. and Daniel Mont 1992, Financial Support of Children Involved in Special Needs Adoption: A Policy Evaluation, *Journal of Policy Analysis and Management*, 11(3): 419-441.

Avery, Rosemary J., 1997, *Adoption Policy and Special Needs Children*, Praeger
Babb, Linda Anne and Rita Laws 1997 *Adopting and Advocating for the Special Needs Child: A Guide for Parents and Professionals*, Bergin & Garvey

- Groze, Victor, 1996, *Successful Adoptive Families: A Longitudinal Study of Special Needs Adoption*, Praeger
- Hertog, Ekaterina and Iwasawa, Miho 2011, Marriage, Abortion, or Unwed Motherhood? How Women Evaluate Alternative Solutions to Premarital Pregnancies in Japan and the United States, *Journal of Family Issues*, 32(12): 1674-1699.
- 厚生労働省2014「障害児支援の在り方に関する検討会報告書（平成26年7月）」
- 熊本市要保護児童対策地域協議会2017『「このとりのゆりかご」第4期検証報告書（平成29年9月）』
- 日本グループホーム学会2010『障害児の里親促進のための基盤整備事業報告書』
- 白井千晶2017a「昭和初期と現代における養育困難な養子縁組：籍から愛へ」岩上真珠・池岡義孝・大久保孝治『変容する社会と社会学－家族・ライフコース・地域社会』学文社、75-100.
- 白井千晶2017b「追加調査：子どもの染色体異常、特に21トリソミー（ダウン症候群）を事由とした養育困難・養子縁組相談について」『日本における妊娠葛藤・養育困難相談および養子縁組支援の現状と制度設計に関する研究報告書』34-39.
- 白井千晶2018a「ダウン症の子を養子縁組する－不可視化された『育てられない子ども』」『支援』8、生活書院、31-42.
- 白井千晶2018b「ダウン症を事由にした養子縁組の仲介・支援・決定の実践について」『社会と倫理』33、南山大学社会倫理研究所、43-57.
- Wind, Leslie H., Devon Brooks and Richard P. Barth 2007 Influences of Risk History and Adoption Preparation on Post-Adoption Services Use in U.S. Adoptions, *Family Relations*, 56(4): 378-389.